

甲州市消防団員サポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において消防団員の減少、高齢化が危惧されていることから、消防団員を確保し、地域の消防防災力の充実強化の一層の推進を図るため、消防団員及び消防団員と同居する家族に対する優遇措置の実施について、事業所等に協力を求め、協力事業所等を登録することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 甲州市内の事業所その他の団体をいう。
- (2) 消防団員サポート店 市長が、優遇措置を実施することにより消防団活動を支援する事業所等として登録し、消防団員サポート店表示証を交付した事業所等をいう。
- (3) 表示証 前号の規定による登録をした事業所等に交付する消防団員サポート店の表示証(様式第1号。)をいう。
- (4) 優遇措置 消防団員及び消防団員と同居する家族に提供される商品等の割引、購入ポイントの割増しその他のサービスをいう。

(表示証の交付申請)

第3条 消防団員サポート店としての登録及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、消防団員サポート店登録申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(登録基準)

第4条 前条に規定する申請の内容が、次に掲げる基準に適合していると認めるときは、当該申請をした事業所等を消防団員サポート店として登録するものとする。

- (1) 明確な優遇措置が設けられていること。
- (2) 優遇措置の期間が連続して6か月以上であること。
- (3) 優遇措置を受ける消防団員は、地区、分団、階級等の別に関係なく、全消防団員を対象としていること。

(審査)

第5条 前条の規定による登録の審査は、書面により行うものとする。

(表示証の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により消防団員サポート店として登録した事業所等に対し、表示証を交付するものとする。

(表示証の表示)

第7条 表示証は、事業所等の見えやすい場所に表示するものとし、事業所等のパンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページ等に表示させる場合は、表示証の寸法の縦及び横を同率に拡大又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 市長は、消防団員サポート事業表示証交付整理簿(様式第3号)を備え付け、表示証の交付をした事業所等について、その名称、代表者氏名、所在地、優遇措置内容等の必要事項を記録するものとする。

(登録の変更、取下げ及び抹消等)

第9条 第4条の規定による登録を受けた事業所等は、当該登録の内容を変更し、又は当該登録に係る優遇措置を廃止しようとするときは、消防団員サポート店登録変更・廃止申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに、当該登録を変更し、又は抹消するものとする。

3 前項の規定により消防団員サポート店の登録を抹消された事業所等は、速やかに表示証を市長に返還しなければならない。

(サポート店の公表)

第10条 市長は、消防団員サポート店の名称、優遇措置の内容及びその他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(消防団員ファミリーカードの交付)

第11条 市長は、消防団員と同居する家族であることを証明するため、団員1名につき1枚の消防団員ファミリーカード(様式第5号)を交付するものとする。

2 市長は、消防団員ファミリーカード交付台帳(様式第6号)を備え付け、消防団員ファミリーカードの交付について、その交付年月日、交付者の所属及び氏名等の必要事項を記録するものとする。

(消防団員証又は消防団員ファミリーカードの提示)

第12条 消防団員及び消防団員と同居する家族は、消防団員サポート店において優遇措置を受けようとするときは、消防団員にあっては消防団員証を、消防団員と同居する家族にあっては消防団員ファミリーカードを提示しなければならない。

(留意事項)

第13条 消防団員及び消防団員と同居する家族は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 消防団員ファミリーカードを消防団員と同居する家族以外の者に貸与し、又は譲渡すること。

(2) 優遇措置に関して、消防団員サポート店に強要すること。

2 前項の規定に違反して消防団員ファミリーカードを不正に使用し、又は消防団員サポート店に損害を与えた場合は、その責任は消防団員ファミリーカード保有者本人が有する。

(消防団員ファミリーカードの返納)

第14条 消防団員は、消防団を退団したときは、速やかに消防団員ファミリーカードを市長に返納しなければならない。

(所掌)

第15条 この要綱に関する事務は、総務課において所掌する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式 略